

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第五十四号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第九号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の十一号を加える。

十 青少年有害情報 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。

十一 インターネット接続役務 青少年インターネット環境整備法第二条第五項に規定するインターネット接続役務をいう。

十二 インターネット接続役務提供事業者 青少年インターネット環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。

十三 携帯電話インターネット接続役務 青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。

十四 携帯電話インターネット接続役務提供事業者 青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。

十五 携帯電話インターネット接続役務契約 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）をいう。

十六 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務契約の締結の媒介等を業として行う者をいう。

十七 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。

十八 青少年有害情報フィルタリングサービス 青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

十九 携帯電話端末等 携帯電話端末又はPHS端末をいう。

二十 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。

第十八条の四第一項を次のように改める。

保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年がインターネットを利用して、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

第十八条の四第二項中「フィルタリングの機能を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」に、「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければならない。

一 インターネット接続役務提供事業者 インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の締結

二 インターネットに接続ができる端末設備の販売を業とする者 インターネットに接続ができる端末設備の販売

三 インターネットに接続ができる端末設備の貸付けを業とする者 インターネットに接続ができる端末設備の貸付け

第十八条の四第四項中「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）

第十八条の五 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結又は媒介等をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認し、使用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、及びその内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、及び説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たつて

は、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務契約（青少年を携帯電話端末等の使用者とするものに限る。）を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供者等への措置）

第十八条の六 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が前条第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十六条第一項第六号中「又は第十八条第一項」を、「第十八条第一項又は第十八条の六第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第十八条の六第三項の規定による公表をしようとするとき。

第二十六条第二項中「又は命令した」を「命令し、又は公表した」に改める。

第二十八条第一項に次の一号を加える。

七 携帯電話インターネット接続役務提供者等の営業の場所

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第八条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜八 略</p> <p>九 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をすることがない状態（物品の販売に従事する者が電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客を確認する等、直接に対面をすることがない全ての状態を含む。）で販売を行うことができる機器をいう。</p> <p>十 青少年有害情報 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。</p> <p>十一 インターネット接続役務 青少年インターネット環境整備法第二条第五項に規定するインターネット接続役務をいう。</p> <p>十二 インターネット接続役務提供者 青少年インターネット環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供者をいう。</p> <p>十三 携帯電話インターネット接続役務 青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。</p> <p>十四 携帯電話インターネット接続役務提供者 青少年インターネット環境整備</p>	<p>(定義)</p> <p>第八条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜八 略</p> <p>九 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をすることがない状態（物品の販売に従事する者が電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客を確認する等、直接に対面をすることがないすべての状態を含む。）で販売を行うことができる機器をいう。</p>

改正後	改正前
<p>備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。</p> <p>十五 携帯電話インターネット接続役務契約 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）をいう。</p> <p>十六 携帯電話インターネット接続役務提供者等 携帯電話インターネット接続役務提供者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務契約の締結の媒介等を業として行う者をいう。</p> <p>十七 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。</p> <p>十八 青少年有害情報フィルタリングサービス 青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。</p> <p>十九 携帯電話端末等 携帯電話端末又はPHS端末をいう。</p> <p>二十 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。</p> <p>（インターネット利用環境の整備）</p> <p>第十八条の四 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年がインターネットを利用して、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p>	<p>（インターネット利用環境の整備）</p> <p>第十八条の四 保護者は、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年がインターネットを利用して、第九条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 インターネットを利用することができる 端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>3 次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>一 インターネット接続役務提供者 インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の締結</p> <p>二 インターネットに接続ができる端末設備の販売を業とする者 インターネットに接続ができる端末設備の販売</p> <p>三 インターネットに接続ができる端末設備の貸付けを業とする者 インターネットに接続ができる端末設備の貸付け</p> <p>4 前三項に規定する者以外の者は、青少年がインターネットを利用して、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（携帯電話端末等による青少年有害情報の</p>	<p>2 インターネットを利用することができる 端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>3 プロバイダ（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）又は当該プロバイダのために電気通信役務の提供を内容とする契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者は、役務提供契約を締結するに当たっては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 前三項に規定する者以外の者は、青少年がインターネットを利用して、有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>5 略</p>

改正後	改正前
<p>閲覧防止措置) 第十八条の五 携帯電話インターネット接続 役務提供事業者等は、携帯電話インターネット ト接続役務契約の締結又は媒介等をするに 当たつては、当該契約に係る携帯電話端末 等の使用者が青少年であるかどうかを確認 し、使用者が青少年である場合には、その 保護者に対し、携帯電話インターネット接 続役務の提供を受けることにより青少年が 青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機 会が生じることその他規則で定める事項を 記載した書面を交付し、及びその内容を説 明しなければならない。ただし、青少年の 保護者が、過去に同様の事項について書面 を交付され、及び説明を受けていることが 明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>2 保護者は、携帯電話インターネット接続 役務契約の締結をするに当たつては、当該 契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少 年である場合において、青少年インターネッ ト環境整備法第十七条第一項ただし書の規 定により、青少年有害情報フィルタリング サービスを利用しない旨の申出をするとき は、青少年有害情報フィルタリングサービ スを利用しない理由その他規則で定める事 項を記載した書面を携帯電話インターネッ ト接続役務提供事業者等に提出しなければ ならない。</p> <p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事 業者は、青少年有害情報フィルタリングサー ビスを利用しない携帯電話インターネット 接続役務契約（青少年を携帯電話端末等の 使用者とするものに限る。）を締結したと きは、当該契約が終了する日又は当該契約 に係る青少年が満十八歳に達する日のいず</p>	

改正後	改正前
<p>れか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。</p> <p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への措置）</p> <p>第十八条の六 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（諮問）</p> <p>第二十六条 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認め</p>	<p>（諮問）</p> <p>第二十六条 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認め</p>

改正後	改正前
<p>めるときは、この限りでない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 第十七条、第十八条第一項又は第十八条の六第一項の規定による勧告をしようとするとき。</p> <p>七 略</p> <p>八 第十八条の六第三項の規定による公表をしようとするとき。</p> <p>2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、解除し、勧告し、命令し、又は公表したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第二十八条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所</p> <p>2～4 略</p>	<p>めるときは、この限りでない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 第十七条又は第十八条第一項の規定による勧告をしようとするとき。</p> <p>七 略</p> <p>2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、解除し、勧告し、又は命令したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第二十八条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。</p> <p>一～六 略</p> <p>2～4 略</p>